



## 一、相关新法令、新政策

### ● 中华人民共和国出境入境管理法

- 【发布单位】第十一届全国人大常委会  
 【发布文号】中华人民共和国主席令第五十七号  
 【发布日期】2012-06-30  
 【实施日期】2013-07-01  
 【内容提要】根据该法律：

<b>外国人在华工作居留证有效期最短为 90 天</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人非工作类居留证件的有效期最短为 180 天，最长为 5 年，但工作类居留证件的有效期最短为 90 天。</li> <li>对因工作、学习、探亲、旅游、商务活动、人才引进等非外交、公务事由入境的外国人，签发普通签证。</li> </ul>
<b>加大对“三非”（非法入境、非法居留、非法就业）外国人的处罚力度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非法聘用外国人的，处每非法聘用一人一万元、总额不超过十万元的罚款；有违法所得的，没收违法所得。</li> <li>根据维护国家安全、公共安全的需要，公安机关、国家安全机关可以限制外国人、外国机构在某些地区设立居住或者办公场所；对已经设立的，可以限期迁离。未经批准，外国人不得进入限制外国人进入的区域。</li> <li>外国人从事与停留居留事由不相符的活动，或者有其他违反中国法律、法规规定，不适宜在中国境内继续停留居留情形的，可以处限期出境。</li> </ul>
<b>原出入境规定将废止</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>《中华人民共和国外国人入境出境管理法》和《中华人民共和国公民出境入境管理法》自 2013 年 07 月 01 日起废止。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/jffq/2012-06/30/content\\_2174282.htm](http://www.gov.cn/jffq/2012-06/30/content_2174282.htm)

### ● 关于货物贸易外汇管理制度改革的公告

- 【发布单位】国家外汇管理局、海关总署、国家税务总局  
 【发布文号】国家外汇管理局公告 2012 年第 1 号  
 【发布日期】2012-06-27  
 【出台背景】自 2011 年 12 月 01 日起，在江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）、大连、青岛地区进行了货物贸易外汇管理制度改革试点。  
 【内容提要】根据该公告：自 2012 年 08 月 01 日起，在全国实施货物贸易外汇管理制度改革，并相应调整出口报关流程。该公告还废止了以往的相关法规。改

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 中華人民共和国出国入国管理法

- 【発布機関】第 11 期全国人民代表大会常務委員会  
 【発布番号】中華人民共和国主席令第五十七号  
 【発布日】2012-06-30  
 【施行日】2013-07-01  
 【概要】本法律によると以下の通りである。

<b>外国人の中国での就業居留証の有効期間を最短で 90 日とした</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の非就業類居留証の有効期間を最短で 180 日とし、最長で 5 年とする。ただし、就業類居留証の有効期間は最短で 90 日とする。</li> <li>就業、学習、親類訪問、観光、商務活動、人材登用等の非外交、公務事由のために入国する外国人に対しては、普通ビザを発給する。</li> </ul>
<b>3 つの不法行為（不法入国、不法居留、不法就業）のある外国人に対する処罰を強化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人を不法に雇用した場合、1 人あたりの不法雇用につき 1 万元、合計 10 万元を超えない罰金を科し、違法所得がある場合、違法所得を没収する。</li> <li>国の安全、公共の安全を守る必要から、公安機関、国家安全機関は外国人、外国機関が一部の地域に居住または執務場所を設立することを制限することができ、すでに設立されているものについては、期限付きで移転させることができる。許可なしに、外国人は外国人の進入を制限する区域に立ち入ってはならない。</li> <li>外国人が停留居留事由と一致しない活動を行った場合、またはその他中国法令の規定に違反して中国国内で引き続き停留居留するのに相応しくない状況がある場合、期限付きでの出国に処することができる。</li> </ul>
<b>原出入国規定を廃止する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「中華人民共和国外国人入国出国管理法」および「中華人民共和国公民出国入国管理法」は 2013 年 7 月 1 日に廃止する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/jffq/2012-06/30/content\\_2174282.htm](http://www.gov.cn/jffq/2012-06/30/content_2174282.htm)

### ● 貨物貿易外貨管理制度改革についての公告

- 【発布機関】国家外貨管理局、税関総署、国家稅務總局  
 【発布番号】国家外貨管理局公告 2012 年第 1 号  
 【発布日】2012-06-27  
 【発布背景】2011 年 12 月 1 日から、江蘇、山東、湖北、浙江（寧波含まず）、福建（アモイ含まず）、大連、青島地域で貨物貿易外貨管理制度改革を試行されている。  
 【概要】本公告によると、2012 年 8 月 1 日から、全国において貨物貿易外貨管理制度改革を実施し、且つ輸出通関の流れを相応に調整する。本公告は、従来の関係法規を廃

革内容简要介绍如下：

止してもいる。改革の内容を以下の通り簡潔に紹介する。

<b>改革货物贸易外汇管理方式</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>取消出口收汇核销单（以下简称“核销单”），企业不再办理出口收汇核销手续。</li> <li>国家外汇管理局分支局（以下简称“外汇局”）对企业的贸易外汇管理方式由现场逐笔核销改变为非现场总量核查。对存在异常的企业进行重点监测，必要时实施现场核查。</li> </ul>	
<b>对企业实施动态分类管理</b>	
<p>外汇局根据企业贸易外汇收支的合规性及其与货物进出口的一致性，将企业分为 A、B、C 三类，并根据企业遵守外汇管理规定的情况，进行动态调整。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 类企业进口付汇单证简化，可凭进口报关单、合同或发票等任何一种能够证明交易真实性的单证在银行直接办理付汇，出口收汇无需联网核查；银行办理收付汇审核手续相应简化。</li> <li>对 B、C 类企业在贸易外汇收支单证审核、业务类型、结算方式等方面实施严格监管，B 类企业贸易外汇收支由银行实施电子数据核查，C 类企业贸易外汇收支须经外汇局逐笔登记后办理。</li> </ul>	
<b>调整出口报关流程</b>	
企业办理出口报关时不再提供核销单。	
<b>简化出口退税凭证</b>	
自 2012 年 08 月 01 日起报关出口的货物（以海关“出口货物报关单[出口退税专用]”注明的出口日期为准，下同）	企业申报出口退税时，不再提供核销单。
2012 年 08 月 01 日前报关出口的货物，截至 07 月 31 日未到出口收汇核销期限且未核销的	企业申报出口退税时，不再提供核销单。
2012 年 08 月 01 日前报关出口的货物，截至 07 月 31 日未到出口收汇核销期限但已核销的	按改革前的出口退税有关规定办理。
2012 年 08 月 01 日前报关出口的货物，截至 07 月 31 日已到出口收汇核销期限的	企业应不迟于 07 月 31 日办理出口收汇核销手续，并按改革前的出口退税有关规定办理。

<b>货物贸易外汇管理方式的改革</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出外貨受取照合消込用紙（以下「照合消込用紙」という）を廃止し、企業は爾後、輸出外貨受取照合消込手続を行わない。</li> <li>国家外貨管理局分支局（以下「外貨局」という）の企業に対する貿易外貨管理方式は、現場で逐一照合消込する方式から非現場での合計量の確認方式に変更する。異常が存在する企業に対し重点的なモニタリングを実施し、必要に応じて現場での検査を実施する。</li> </ul>	
<b>企業に対する動態分類管理の実施</b>	
<p>外貨局は、企業の貿易外貨収支のコンプライアンス状況およびそれと貨物輸出入の整合性に基づき、企業を A、B、C の 3 種類に分類し、且つ企業の貿易外貨管理規定の遵守状況に基づき、動態調整を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 類企業に対しては、輸入時の外貨支払い書類が簡素化され、輸入通関書類、契約またはインボイスなどの取引の真实性を証明できるいずれか 1 種類の書類をもって銀行で直接に外貨支払い手続を行うことができ、輸出時外貨受取はオンラインで照合しなくてもよい。銀行で行う外貨収支認可手続が相応に簡素化される。</li> <li>B、C 類の企業に対しては、貿易外貨収支書類に対する認可、業務分類、決済方式などの方面で厳しい監督管理を実施し、B 類企業の貿易外貨収支は、銀行が電子データによる確認を行い、C 類企業の貿易外貨収支は、必ず外貨局が 1 件ごとに登記を行った後で処理する必要がある。</li> </ul>	
<b>輸出通関の手順の調整</b>	
企業が輸出通関手続を行う際には爾後、照合消込用紙を提供しない。	
<b>輸出税金払戻証書の簡素化</b>	
2012 年 8 月 1 日以降の輸出通関貨物（税関の「輸出貨物通関書類[輸出税金払戻専用]」に記載される輸出日を基準とし、以下同じである）	企業が輸出税金払戻を申告する場合、爾後、照合消込用紙を提供しない。
2012 年 8 月 1 日までに輸出通関する貨物であり、7 月 31 日の時点で輸出時外貨受取照合消込期限が到来しておらず且つ照合消込していないもの	企業が輸出税金払戻を申告する場合、爾後、照合消込用紙を提供しない。
2012 年 8 月 1 日までに輸出通関する貨物であり、7 月 31 日の時点で輸出時外貨受取照合消込期限が到来していないが、すでに照合消込しているもの	改革前の輸出税金払戻関係規定に基づき手続を行う。
2012 年 8 月 1 日までに輸出通関する貨物であり、7 月 31 日の時点で輸出時外貨受取照合消込期限が到来したもの	企業は遅くとも 7 月 31 日までに輸出時外貨受取照合消込手続を行い、且つ改革前の輸出税金払戻関係規定に基づき手続を行わなければならない。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8030200000000000,42&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030200000000000,42&id=4)

● **关于出口货物劳务增值税和消费税政策的通知**

【发布单位】财政部、国家税务总局  
 【发布文号】财税〔2012〕39号  
 【发布日期】2012-05-25  
 【实施日期】2012年07月01日。但关于下列事项的增值税退（免）税政策的相关规定自2011年01月01日起执行：

- 国内航空供应公司生产销售给国内和国外航空公司国际航班的航空食品；
- 国家批准设立的免税店销售的免税货物、出口企业或其他单位未按规定申报或未补齐增值税退（免）税凭证的出口货物劳务；
- 国家批准的免税品经营企业销售给免税店的进口免税货物。

【内容提要】该通知对近年来制定的出口货物、对外提供加工修理修配劳务（统称“出口货物劳务”）增值税和消费税政策进行了梳理归类，并对在实际操作中反映的个别问题做了明确。简要介绍如下：

<b>主要内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 适用增值税退（免）税政策的出口货物劳务；</li> <li>▪ 增值税退（免）税办法；</li> <li>▪ 增值税出口退税率；</li> <li>▪ 增值税退（免）税的计税依据；</li> <li>▪ 增值税免抵退税和免退税的计算；</li> <li>▪ 适用增值税免税政策的出口货物劳务；</li> <li>▪ 适用增值税征税政策的出口货物劳务；</li> <li>▪ 适用消费税退（免）税或征税政策的出口货物。</li> </ul>
<b>与现行政策相比，退税范围扩大、程序简化。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 扩大生产企业收购货物出口退税的范围；</li> <li>▪ 将一些未按规定申报办理退税的出口货物劳务由征税调整为免税；</li> <li>▪ 放宽企业申报退税的期限（出口后90天内→出口的次月至次年04月30日前的各个增值税纳税申报期内）；</li> <li>▪ 调整外贸企业申报退税资料；</li> <li>▪ 增加出口货物免税管理的内容；等。</li> </ul>

【备注】国家税务总局专门制定了《[出口货物劳务增值税和消费税管理办法](#)》，对出口退（免）税资格的认定、出口货物劳务免抵退税的申报手续和要求等进行了规定。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8030200000000000,42&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8030200000000000,42&id=4)

● **輸出貨物勞務增值稅および消費稅政策に関する通知**

【發布機關】財政部、國家稅務總局  
 【發布番号】財稅〔2012〕39号  
 【發布日】2012-05-25  
 【施行日】2012年7月1日。ただし、次に掲げる事項の増値税払戻（免除）政策に関する規定は、2011年1月1日から執行する。

- 国内航空供給会社が生産し国内および国外の航空会社の国際線に販売する航空食品。
- 国が設立を許可した免税店で販売する免税貨物、輸出企業またはその他機関が規定通りに申告せずまたは増値税払戻（免除）証憑の揃っていない輸出貨物勞務。
- 国が許可した免税品取扱企業が免税店に販売する輸入免税貨物。

【概要】本通知は、ここ数年に制定された輸出貨物、対外的に提供する加工修理修繕勞務（「輸出貨物勞務」と総稱）の増値税および消費稅政策を整理分類し、且つ實際の取扱いにおいて反映される個別の問題を明確にした。以下の通り簡潔に紹介する。

<b>主な内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 増値税払戻（免除）政策を適用する輸出貨物勞務</li> <li>▪ 増値税払戻（免除）方法</li> <li>▪ 増値税輸出税金払戻率</li> <li>▪ 増値税払戻（免除）の税金計算根拠</li> <li>▪ 増値税の免除・控除・払戻および免除・払戻の計算</li> <li>▪ 増費税免除政策を適用する輸出貨物勞務</li> <li>▪ 増値税課稅政策を適用する輸出貨物勞務</li> <li>▪ 消費稅払戻（免除）または課稅政策を適用する輸出貨物</li> </ul>
<b>現行政策と比べ、税金払戻の範囲が広く、手順が簡素化している。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生産企業の買取り貨物の輸出税金払戻の範囲を拡大した。</li> <li>▪ 一部の規定通りに申告し税金払戻手続を行っていない輸出貨物勞務を課稅扱いから免税扱いへと調整した。</li> <li>▪ 企業の税金払戻申告期限を緩和した（輸出後90日以内→輸出の翌月から翌年の4月30日までの各増値税納稅申告期間内）。</li> <li>▪ 対外貿易企業の税金払戻申告資料を調整した。</li> <li>▪ 輸出貨物免税管理の内容を追加したなど。</li> </ul>

【備考】國家稅務總局は、「[輸出貨物勞務增值稅および消費稅管理弁法](#)」を個別に制定し、輸出税金払戻（免除）資格の認定、輸出貨物勞務税金免除・控除・払戻の申告手続および要求などについて規定を行った。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201206/t20120620\\_661213.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201206/t20120620_661213.html)

● 关于对进口电器电子产品征收废弃电器电子产品处理基金的公告

【发布单位】海关总署  
【发布文号】海关总署公告 2012 年第 33 号  
【发布日期】2012-06-26  
【出台背景】根据《废弃电器电子产品回收处理管理条例》和《废弃电器电子产品处理基金征收使用管理办法》，海关负责征收废弃电器电子产品处理基金，为此发布该公告。  
【内容提要】根据该公告：对 2012 年 07 月 01 日起申报进口的电视机、电冰箱、洗衣机、房间空调器和微型计算机等五类电器电子产品，收货人或者其代理人应按照有关规定向海关缴纳废弃电器电子产品处理基金，基金征收的起征点为每票 50 元人民币。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info377256.htm>

● 调整 2012 年自动进口许可管理货物目录

【发布单位】商务部、海关总署  
【发布文号】商务部、海关总署公告 2012 年第 38 号  
【发布日期】2012-06-26  
【内容提要】根据该公告：自 2012 年 07 月 01 日起，取消部分货物自动进口许可管理（部分铜、电气设备等）。  
【备注】根据《货物进出口管理条例》，基于监测货物进口情况的需要，国家对部分属于自由进口的货物实行自动进口许可管理。  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201206/20120608204001.html>

● 关于进一步加强非药品类易制毒化学品监管工作的指导意见

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
【发布文号】安监总管三〔2012〕79 号  
【发布日期】2012-06-15  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2012/0621/172375/content\\_172375.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/0621/172375/content_172375.htm)

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201206/t20120620\\_661213.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201206/t20120620_661213.html)

● 輸入電器電子製品に対し廃棄電器電子製品処理基金を徴収することについての公告

【発布機関】税関総署  
【発布番号】税関総署公告 2012 年第 33 号  
【発布日】2012-06-26  
【発布背景】「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」および「廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法」によると、税関が廃棄電器電子製品処理基金の徴収をつかさどり、これについて本公告を発布した。  
【概要】本公告によると、2012 年 7 月 1 日から輸入を申告するテレビ、冷蔵庫、洗濯機、室内空調機およびマイクロコンピューターの 5 類の電器電子製品について、荷受人またはその代理人は、関係規定に基づき、廃棄電器電子製品処理基金を税関に納付しなければならず、基金の徴収起算点は 1 通あたり 50 元である。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info377256.htm>

● 2012 年自動輸入許可管理貨物目録の調整

【発布機関】商務部、税関総署  
【発布番号】商務部、税関総署公告 2012 年第 38 号  
【発布日】2012-06-26  
【概要】本公告によると、2012 年 7 月 1 日から、一部の貨物の自動輸入許可管理（一部の銅、電気設備など）を取消す。  
【備考】「貨物輸出入管理条例」によると、貨物輸入状況モニタリングの必要から、国は一部の自由輸入貨物に対して自動輸入許可管理を実施する。  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/201206/20120608204001.html>

● 非薬品類の容易に麻薬および向精神薬に転換され得る化学品の監督管理作業を一層強化することについての指導意見

【発布機関】国家安全生产监督管理总局  
【発布番号】安监总管三〔2012〕79 号  
【発布日】2012-06-15  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel\\_5330/2012/0621/172375/content\\_172375.htm](http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2012/0621/172375/content_172375.htm)

- 关于 2012 年度上海市调整住房公积金缴存基数和月缴存额上下限的通知（上海）

【发布单位】上海市住房公积金管理委员会  
 【发布文号】沪公积金管委会〔2012〕4号  
 【发布日期】2012-06-13  
 【内容提要】根据该通知：上海市 2012 年度住房公积金月缴存额上下限分别为 1820 元、180 元。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.shzgh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1782265.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- 最高院《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）》公开征求意见

最高人民法院日前发布《关于审理劳动争议案件适用法律若干问题的解释（四）（征求意见稿）》，并公开征求意见（截止日期为 2012 年 07 月 28 日）。该征求意见稿重在规范：

- 竞业限制条款的具体内容和经济补偿标准；
- 用人单位以“末位淘汰”等形式单方解除劳动合同是否支付赔偿金；
- 外国人、无国籍人及台港澳居民在境内发生劳动争议后如何解决；等。

（摘自最高人民法院网站；2012 年 06 月 28 日发布）

- 《劳动合同法修正案（草案）》规范劳务派遣问题

日前全国人大常委会审议的《劳动合同法修正案（草案）》，重点对劳务派遣问题进行了规范，简要介绍如下：

- 2012 年度上海市住宅公共積立金拠出基数および月単位拠出額上下限を調整することについての通知（上海）

【発布機関】上海市住宅公共積立金管理委員会  
 【発布番号】滬公積金管委會〔2012〕4号  
 【発布日】2012-06-13  
 【概要】本通知によると、上海市の 2012 年度住宅公共積立金月単位拠出上限額は 1820 元、下限額は 180 元である。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.shzgh.org/renda/node5902/node5908/node6573/u1a1782265.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

- 最高人民法院の「労働紛争案件の審理に適用する法律の若干事項についての解釈（四）」がパブリックコメントを募集する

最高人民法院は、先頃、「労働紛争案件の審理に適用する法律の若干事項についての解釈（四）（意見募集案）」を發布し、パブリックコメントを募集している（募集締切日は 2012 年 7 月 28 日）。本意見募集案は、主に以下の事項を規範化するものである。

- 競業制限条項の具体的な内容および経済補償基準。
- 雇用主が「最下位淘汰制」などの形式をもって契約を一方向的に解除する場合に賠償金を支払うべきかどうか。
- 外国人、無国籍者および台湾・香港・マカオ居住民について国内で労働紛争が生じた場合にどのように解決するかなど。

（2012 年 6 月 28 日付の最高人民法院ウェブサイトより抜粋）

- 「労働契約法改正案（草案）」が労働派遣問題を規範化する

先頃、全国人民代表大会常務委員会が審議した「労働契約法改正案（草案）」は、その重点的趣旨は、労働派遣問題を規範化することであり、以下の通り簡潔に紹介する。

<b>严格限制劳务派遣用工岗位范围</b>
劳务派遣只能在“三性”岗位上实施，并对“三性”岗位作了进一步界定： <ul style="list-style-type: none"> <li>“临时性”是指用工单位的工作岗位存续时间不超过 6 个月；</li> <li>“辅助性”是指用工单位的工作岗位为主营业务岗位提供服务；</li> <li>“替代性”是指用工单位的职工因脱产学习、休假等原因在该工作岗位上无法工作的一定时期内，可以由被派遣劳动者替代工作。</li> </ul>
<b>对设立派遣单位实行行政许可</b>
经营劳务派遣业务应当向劳动行政部门依法办理行政许可（现行规定无此要求），注册资本不得少于人民币 100 万元。
<b>维护被派遣劳动者享有的同工同酬权利</b>
劳务派遣单位与被派遣劳动者订立的劳动合同以及与用工单位订立的劳务派遣协议，载明或者约定的向被派遣劳动者支付的劳动报酬，应当符合同工同酬的规定。
<b>增加对违法行为的处罚</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>对未经许可擅自经营劳务派遣业务的，由劳动行政部门予以取缔，没收违法所得，并处以罚款；</li> <li>劳务派遣单位、用工单位违反《劳动合同法》规定的，处以罚款，并适当提高了罚款额度。</li> </ul>
<b>做好法律实施衔接</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本修正案开始施行时用工单位正在使用被派遣劳动者的，用工单位、劳务派遣单位应当根据本修正案进行调整；</li> <li>本修正案施行前经营劳务派遣业务的单位，依法办理行政许可和公司变更登记后，方可继续经营劳务派遣业务。</li> </ul>

（摘自中国人大网；2012 年 06 月 27 日发布）

<b>劳务派遣により雇用する職位範囲を厳格に制限する</b>
劳务派遣は、「3 つの性質を有する」職位だけでしか実施できず、且つ「3 つの性質を有する」職位について更なる画定を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「臨時性」とは、派遣先となる雇用主での就業職位の存続期間が 6 ヶ月を超えないことをいう。</li> <li>「補助性」とは、派遣先となる雇用主での就業職位が主力業務の職位に対しサービスを提供することをいう。</li> <li>「代替性」とは、派遣先となる雇用主の従業員が生産職位を離れて学習し、休暇を取得するなどの理由でその職位にて就業できない一定期間において、派遣労働者がその業務を代替できることをいう。</li> </ul>
<b>派遣機関の設立に対し行政許可を実施する</b>
劳务派遣業務を取扱う場合、労働行政部門にて法に依拠して行政許可手続を行わなければならない（現行の規定ではこの要求はない）、登録資本金は 100 万人民币元を下回ってはならない。
<b>派遣労働者が受ける同一業務同一報酬の権利を守る</b>
劳务派遣機関が派遣労働者と締結する労働契約および派遣先となる雇用主と締結する劳务派遣協議書に記載しまたは約定する、派遣労働者に支払う労働報酬は、同一業務同一報酬の規定に適合していなければならない。
<b>違法行為に対する処罰を追加する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>許可なく劳务派遣業務を無断で取扱った場合、労働行政部門がこれを取締り、違法所得を没収し、且つ罰金を科す。</li> <li>劳务派遣機関、派遣先となる雇用主が「労働契約法」の規定に違反した場合、罰金を科し、且つ罰金額を適度に引き上げる。</li> </ul>
<b>法律執行の整合性を守る</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本改正案の施行開始時に派遣先となる雇用主が派遣労働者を使用している場合、派遣先となる雇用主、劳务派遣機関は本改正案に基づき調整を行わなければならない。</li> <li>本改正案を施行する前に劳务派遣業務を取扱っている機関は、法に依拠して行政許可および会社変更登記手続を行った後でなければ劳务派遣業務を引き続き取扱うことはできない。</li> </ul>

（2012 年 6 月 27 日付の中国人大網ウェブサイトより抜粋）

● [境外債権者が境内に設立と實現抵押權の相關實務問題簡析（連載之二/共二篇）](#)

在第 300 期《里兆法律資訊》中，我們對“境外債權者在境內設立和實現抵押權的基本法律問題”和“A. 境外債權者在境內設立抵押權的基本流程”進行了解析。接下來我們將繼續對“B. 境外債權者在境內實現抵押權的基本流程”、“典型抵押擔保的特殊注意事項”等進行分析。

B. [境外債權者在境內實現抵押權的基本流程](#)

● [國外債權者の国内における抵当權の設定および実行に伴う関連實務問題に関する分析（連載その二/計二編）](#)

第 300 期「里兆法律情報」の中で、筆者は「國外債權者の国内における抵当權の設定および実行に関する基本法律問題」および「A. 國外債權者の国内における抵当權の設定に関する基本的な流れ」について分析を行った。ここでは、「國外債權者の国内における抵当權の実行に関する基本的な流れ」、「典型的な抵当權設定担保に関する特記事項」などについて引き続き分析する。

B. [國外債權者の国内における抵当權の実行に関する基本的な流れ](#)

根据中国法律规定，抵押合同中不得有“债务人不履行到期债务的，抵押物归境外债权人所有”或类似的约定。因此，当债务人不履行到期债务时<sup>1</sup>，境外债权人需按照如下方式实现抵押权：

中国法の規定によれば、抵当権設定契約において「債務者が満期債務を履行しない場合、抵当物は国外債権者の所有に帰する」或いはこれに類する約定を設けてはならない。よって、債務者が満期債務を履行しない場合<sup>1</sup>、国外債権者は以下の方法で抵当権を実行する必要がある。

阶段	阶段事务	实践操作要点
第一阶段	境外债权人和债务人协商，以抵押物折价给境外债权人 <sup>2</sup> ；或将抵押物拍卖/变卖，以变现价款优先偿还主债务	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 协商是实现抵押权的一种重要方式，如当事人可以通过协商处理抵押物，则无需经过以下第二阶段和第三阶段。</li> <li>- 协商达成一致的，应签署书面协议，作为办理第四阶段和第五阶段手续之用。</li> </ul>
第二阶段	境外债权人和债务人协商不成的，境外债权人向法院提起诉讼，请求确认主债权金额和抵押权的有效性	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 诉讼是在当事人不能协商实现抵押权情况下的必经阶段。</li> <li>- 诉讼的目的在于，确认主债权金额和抵押权的有效性，而不能直接请求法院拍卖、变卖抵押物<sup>3</sup>。</li> <li>- 实践中，境外债权人提起诉讼的，基于证明上的难度，法院通常不会审查当事人是否在此之前有过“协商”。</li> </ul>
第三阶段	判决生效后，境外债权人申请法院强制执行抵押物	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法院通常按照如下程序处分抵押物：(1) 查封抵押物（建议在诉讼开始时即申请法院查封）；(2) 委托评估机构对抵押物进行评估；(3) 委托拍卖机构进行拍卖；(4) 对不适合拍卖或流</li> </ul>

段階	実務内容	実務処理の要点
第一段階	国外債権者と債務者が協議の上、抵当物を時価換算して国外債権者へ与える <sup>2</sup> 。或いは抵当物を競売・換金し、獲得した現金を主債務の弁済に優先的に充てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 協議は抵当権実行の重要な方法であり、当事者が協議を通じて抵当物を処理することができれば、以下の第二段階および第三段階を要しない。</li> <li>- 協議で合意を得た場合、協議書を締結しなければならず、第四段階および第五段階の手續に用いる。</li> </ul>
第二段階	国外債権者と債務者が協議により合意を得られなかった場合、国外債権者は裁判所へ提訴し、主債権金額および抵当権の有効性の確認を請求する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 訴訟は当事者が抵当権の実行について協議がまとまらない状況での必要段階である。</li> <li>- 訴訟の目的は、主債権金額および抵当権の有効性の確認であり、裁判所に対し直接に抵当物の競売、換金を請求することはできない<sup>3</sup>。</li> <li>- 実務において、国外債権者が訴訟を提起した場合、証明上の困難から、通常では、訴訟前に当事者間で「協議」が行われたかを裁判所が審査することはない。</li> </ul>
第三段階	判決発効後、国外債権者が裁判所へ抵当物に対する強制執行を申し立てる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通常、裁判所は次の手順に従って抵当物の処分を行う。(1) 抵当物を差押える（訴訟開始時に直ちに裁判所に対し差押えを申し立てることを提案する）。(2) 評価機関に委託して抵当物に対する評価を行う。(3)</li> </ul>

<sup>1</sup> 根据《物权法》相关规定，所指的“不履行到期债务”，并不限于“债务人不能履行到期债务”这一情形。实际上，当事人可以在抵押合同中自主设定其他“实现抵押权的条件”，如“境外债权人认为债务人发生了危及主债权的各种情形”，也可能作为“实现抵押权的条件”。

<sup>1</sup> 「物権法」の関連規定によれば、「満期債務の不履行」とは「債務者が満期債務を履行できない」場合を指すのみに限らない。実際には、当事者は抵当権設定契約においてその他の「抵当権を実行する条件」を自主的に設定することが可能であり、例えば、「国外債権者が債務者に主債権を脅かす各種状況が生じた」と判断した場合を「抵当権を実行する条件」とすることも可能である。

<sup>2</sup> 如抵押物属于房地产业的，则折价转让给境外债权人涉及到境外机构受让境内房地产的问题。当前，中国对境外机构受让境内房地产有较为严格的限制，实践中操作难度较大。

<sup>2</sup> 抵当物が家屋である場合、時価換算して国外債権者へ譲渡することは国外機構の国内家屋の譲り受けに関する問題にかかわる。現在、中国は国外機構の国内家屋の譲り受けを厳しく制限しており、実務上の取扱難度は高い。

<sup>3</sup> 《物权法》第195条第2款规定：“抵押权人与抵押人未就抵押权实现方式达成协议的，抵押权人可以请求人民法院拍卖、变卖抵押财产。”但据律师了解，由于最高人民法院尚未就此出台具有可操作性的司法解释，法院通常不会接受抵押权人直接主张“拍卖、变卖抵押财产”的诉讼请求。

<sup>3</sup> 「物権法」第195条第2項によれば、「抵当権者は抵当権設定者と抵当権の実行方法について協議により合意を得なかった場合、抵当権者は人民法院に対し抵当権設定財産の競売、換金を申し立てることができる。」と規定されている。ただし、筆者の知るところ、最高人民法院が未だ本問題について実行可能性を備えた司法解释を発布していないため、通常、裁判所は抵当権者が直接に「抵当権設定財産の競売、換金」を求める訴訟請求を受けることはない。

		<p>拍的，裁定变卖。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 此阶段和第二阶段中，凡需要提交给法院的资料，如是在境外形成（如申请书、主体资格证明等），都需要办理公证认证；原件为外文的，需要由法院指定的翻译机构将其翻译成中文。</li> </ul>
<b>第四阶段</b>	<p>债务人向外汇管理部门申请对外担保履约核准</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 债务人办理对外担保履约核准的，应提交对外担保登记证明文件。</li> <li>- 实践中，在法院强制执行情况下，如债务人拒绝办理履约核准手续的，应允许债权人代为办理，或由法院采取其他变通措施。</li> </ul>
<b>第五阶段</b>	<p>债务人办理购、付汇手续，对外支付抵押物变现款项</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 实践中，在法院强制执行情况下，如债务人拒绝办理购、付汇手续的，应允许债权人代为办理，或由法院采取其他变通措施。</li> </ul>

		<p>競売機関に委託して競売を行う。(4)競売に適さない或いは競売が成立しなかった場合、換金の裁定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本段階および第二段階において、裁判所へ提出する必要資料が国外で作成されたものである場合（例えば、申請書、主体資格証明など）、いずれも公証認証が必要となる。原本が外国語である場合、裁判所が指定する翻訳機関により中国語に翻訳する必要がある。</li> </ul>
<b>第四段階</b>	<p>債務者が外貨管理部門に対し对外担保契約履行の認可申請を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 債務者が对外担保契約履行認可手続を行う場合、对外担保登記証明文書を提出しなければならない。</li> <li>- 実務において、裁判所による強制執行の場合、債務者が契約履行認可手続を拒絶した場合、債権者による手続代行が認められる、或いは裁判所がその他の変則的措置を講じる。</li> </ul>
<b>第五段階</b>	<p>債務者が外貨購入、送金手続を行い、抵当物を現金化した金員を国外に支払う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 実務において、裁判所による強制執行の場合、債務者が外貨購入、送金手続を拒絶した場合、債権者による手続代行が認められる、或いは裁判所がその他の変則的措置を講じる。</li> </ul>

### 典型抵押担保的特殊注意事项

房地产抵押和机器设备抵押是目前对外抵押担保中的两类典型抵押担保。律师在此以对比方式，简要说明该两类抵押担保的特殊注意事项：

对比项目	房地产抵押	机器设备抵押
抵押担保类型	不动产抵押	动产抵押
抵押登记机关	房地产所在地的区县房地产交易中心	抵押人所在地的区县工商行政管理局
抵押登记作用	登记后，抵押权方能生效	未经登记，不影响抵押权生效，但不能对抗第三人
抵押登记时限	抵押合同签订后30日内	无法定要求

### 典型的な抵当権設定担保に関する特記事項

現在、家屋および機械設備への抵当権設定は対外的抵当権設定担保の典型である。筆者は対比方式により、これらの二つの抵当権設定担保に関する特記事項について説明する。

对比項目	家屋への抵当権設定	機械設備への抵当権設定
抵当権設定担保の種類	不動産抵当権設定	動産抵当権設定
抵当権設定登記機関	家屋所在地の区县家屋取引センター	抵当権設定者所在地の区县工商行政管理局
抵当権設定登記的作用	登記して初めて抵当権が発効する。	登記の有無は、抵当権の発効に影響しないが、第三者に対抗できない。
抵当権設定登記期限	抵当権設定契約締結後の30日以内。	法律上の規定はない。

抵押合同适用法律	中国法律	可选择适用外国法律
是否需要办理抵押合同公证	是。需经房地产所在地的公证机构进行公证	否

目前，境外债权人接受境内债务人抵押担保，向境内债务人提供“负债”的情况尚不普遍，但根据前文分析，该种方案完全具有可操作性，能较为有效地保护境外债权人的债权安全，相应地也能够降低债务人向境外融资的难度。在当前国内信贷收紧的情况下，境内债务人可积极考虑利用该种方案从境外融资，以多样化企业的资金来源。

需要提醒的是，因为涉及到的政府部门比较多，而实践中的案例比较少，因此，不同地区、不同政府部门、不同主管人员的理解和操作要求可能有差异，建议提前安排沟通、确认。

（里兆律师事务所 2012 年 06 月 29 日整理编写）

抵当権設定契約の準拠法	中国法	外国法の適用も選択可能
抵当権設定契約の公証の要否	必要である。家屋所在地の公証機関による公証を行う必要がある。	必要なし。

現在、国外債権者が国内債務者の抵当権設定担保を受け、国内債務者へ「負債」を提供する状況はまだよく見られるものではないが、前述の分析のとおり、当該方案は十分な実行可能性を備えており、国外債権者の債権の安全を有効に守ることを可能にし、債務者が国外より融資を受ける難度を低減することを可能にしている。現在、国内における信用貸付引締め状況では、企業資金調達が多様化を図るため、国内債務者は当該方案を利用して海外からの融資を受けることを積極的に検討することが考えられる。

注意すべきは、関連する政府部門が多くて、また実務取扱案件が少ないため、地域、政府部門、担当者によっては理解および処理上の要求が異なることが予想され、事前に問合せ、確認を行うことを提案する。

（里兆法律事務所が 2012 年 6 月 29 日付けで作成）